



No.48

mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2021年11月10日

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

『慰安婦』 閣議決定の衝撃



「閣議決定」の根拠はでたらめ、
不当な支配には屈しない

村木 一好（出版労連教科書対策部）

【いわゆる「政府の統一の見解」】

2021年4月16日、日本維新の会の馬場伸幸衆議院議員が、『従軍慰安婦』や『いわゆる従軍慰安婦』という用語は不適切ではないか、「朝鮮人労働者についての『強制連行』『強制労働』という表現は不適切ではないか」という2通の質問趣意書を提出した。

これに対し菅内閣は、河野談話を継承するとしながら『従軍慰安婦』『いわゆる従軍慰安婦』の用語はいずれも不適切で、『慰安婦』が適切だとし、「朝鮮人労働者については国家総動員法の国民徴用令を適用したもので、『強制連行』『強制労働』と一括りに表現することは適切でなく、『徴用』が正しい」とした。これが「従軍慰安婦」「強制連行」などに対する、いわゆる「政府の統一の見解」となった。

【教科書記述への政治介入】

その後、国会では日本維新の会所属の議員

から「政府の統一の見解がそうであれば、現行の教科書記述はどうするのか」という質問があり、政府は「教科書検定基準にしたがい、政府の統一の見解が存在する場合は、それに基づいた記述がなされるように適切に対応する」とし、教科書発行者の訂正申請（誤記や誤りとなった事実がある場合、発行者が自主的に文科省に修正を申請する制度）が必要で、申請しない場合には文科大臣による「訂正の申請を勧告する」こともありうるとした。

【訂正申請】

こうした国会でのやりとりを受け、文科省の教科書課はオンラインによる臨時の説明会を開いた。その内容は、「訂正申請はあくまでも発行者の自主的な判断によるが、申請する場合は6月中にしてもらい、8月には審査結果を通知する」というものであった。説明会とは名ばかりで、発行者にしてみれば「訂正

申請をこの時期にするように」という業務命令のように受け取れるものであった。

【検定基準の意図的な誤用】

国会でやりとりされた問題の検定基準とは、正確には「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」というものである。政府は、答弁の中でこの後半の「最高裁の判例」について、意図的に説明を省略していた。

共産党の畑野君枝議員の指摘で明らかになったが、2004年に「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟」の判決文に「軍隊慰安婦」という用語が使用されている。また、2008年の「三菱名古屋・朝鮮女子挺身隊訴訟」で最高裁が上告を棄却したため確定した名古屋高裁の判決文では「強制連行・強制労働」という言葉が明確に記載されている。つまり、最高裁の判例に基づいた記述であり、検定基準

を満たしている。このことを、文科省教科書課が知らなかったはずはない。何としても教科書から「従軍慰安婦」「強制労働」の用語を消し去り、日本の加害の事実を隠蔽したいとする勢力への忖度があったのではないだろうか。

残念ながら、教科書発行者は「従軍慰安婦」「強制連行」などの用語を訂正した。力関係で抗い切れなかった執筆者や編集者の苦渋の判断であったのだろう。

【教科書記述への政治介入に反対する】

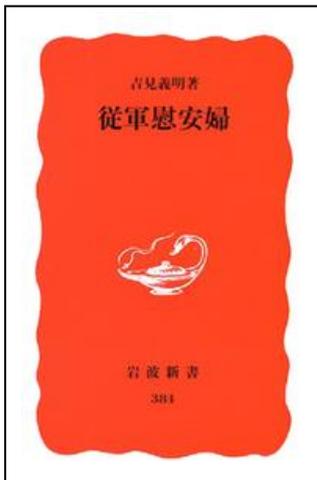
教科書記述は、学術的な議論とその成果の蓄積に基づいている。閣議や国会という政治の場で決めることではなく、今回のケースは教育基本法が禁じる「不当な支配」にあたる。

河野談話の「われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」という言葉が、重みをもって思い返される。

「昭恵夫人は私人である」とか「安倍首相はボツダム宣言を読んでいる」という閣議決定をみるにつけ、それにもとづいて教科書を書けて、どうよ？

従軍慰安婦

吉見義明 著



慰安所を軍が設置・管理した証拠を知りたいと本書を手にした。敗戦のとき政府が組織的に公文書を破棄・湮滅した。残っているものも、ほとんどが非公開（この本が発行された1995年時点）。発掘された内外の公文書、元慰安婦からのヒアリング記録、日本の戦争責任資料センターの部隊史・戦争体験記調査を基にこの本を著した。慰安所設置の経過と実態、女性たちはどのように徴集されたか、女性たちが強いられた生活を明らかにする（中曽根元首相が海軍主計将校として軍慰安所開設に関係したことを再発見）。

慰安婦とされた女性たちの人権が侵害された状況、解放後もトラウマに悩み、性生活がうまくいかず、社会的にも差別され、いまでも苦悩は続いている。読んでいてもつらい。それなのに、日本政府は責任を認め謝罪するどころか、おかしい「閣議決定」によりさらに彼女たちの人権、尊厳を踏みにじっている。彼女たちが納得できる解決を求めたい。

慰安婦制度を支えたものは何だと思いませんか。それを支えたものはいまでも続いています。

価格 631円＋税
発行 岩波書店
東京都千代田区一ツ橋2-5-5
電話案内 03-5210-4000



日本軍「慰安婦」被害者の実態

—強制連行は事実でない？ 性奴隷ではなかった？

坪川 宏子（「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク・事務局長）

今回の言い換えは、撤退→転進、などとした戦時を思い出させる事実隠蔽ですね。初めに、政府が隠している重要な2点をお話しさせてください。1つは、政府は「従軍慰安婦」という用語は「軍が強制連行した」と誤解されるから不適当と述べていますが、馬場議員質問主意書では、その他に慰安婦が「軍の一部に位置付けられていた」と誤解されるからと言っています。この点を隠しています。事実は、産経新聞の鹿内信隆元社長が主計将校養成の陸軍経理学校で、慰安所設置や慰安婦管理を学んだと著書に書いているように、「慰安婦」制度はまさに軍の組織の一部であったのです。今回の「従軍慰安婦」→「慰安婦」というのは軍の姿を消して、軍は「慰安婦」と直接関係はない！（直接関係があるのは業者である！）としたい、教えたい、歴史歪曲が真の目的と思われる。2つ目は、政府は韓国の被害者だけを問題にし、アジア各国の被害者が日本に謝罪や賠償を要求しているのを無視し、隠していることです。

さて、「慰安婦」の実態についてですが、政府は「外交青書」で「軍・官憲による強制連行や性奴隷については史実ではない」と明言しています。え～？ とびっくりしませんか。

まず、政府調査結果を基に1993年に発表した政府の「河野談話」には「募集は（主として軍の要請を受けた業者が行ったが）甘言、強圧による等、本人たちの意思に反した事例が数多くあり、更に官憲等が直接加担したこともあった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」（要約）と記されています。この「官憲等が直接加担」とは、日本軍占領地のインドネシアで軍人と官憲がオランダ人収容所から若い女性25人を強制連行して慰安婦にしたスマラン事件をさしています（軍人たちは死刑等有罪になった）。この一例だけでも、「軍・官憲の強制連行は史実ではない」

はウソです。さらに、日本の裁判でも事実認定されています。中国人李秀梅さんの例「日本軍兵士らによって自宅から駐屯地のあった進圭村に拉致・連行され、監禁された」（中国人原告は全員拉致を認定）。占領地や戦場では軍人の強制連行が数多く、BC級戦犯裁判の記録にも多く、ウソは明白です。一方、植民地朝鮮では甘言・詐欺が多いのです。政府は「強制連行はなかった」と主張していますが、甘言で少女を騙して連行する方が暴力より容易なのです。李順徳さんの事実認定を要約します。「朝鮮人の男から、腹一杯食べられる所に連れて行ってやると言われ、承諾したが、父母に挨拶してからと懇願しても手を引っ張られ、男の前を歩かされ、旅館の部屋は外から鍵がかけられ、翌日、サーベルを下げた軍人3人に列車で連行された」。これは甘言による連行ですが、下線部は強制連行そのものです。植民地支配の強制の下、実態を見れば、甘言・詐欺、強圧等本人の意思に反した事実上の強制連行は数多くあったのです。

では、「性奴隷」はどうでしょうか。国際的には「日本軍性奴隷制」ですが、政府は理由を一切述べずに「史実ではない」と断言するのみ。市民を愚民扱いです。研究者は、廃業・外出の自由、性行為を拒否する自由がないこと等を理由に「性奴隷」と規定しています。在日の宋神道さんは「拒否すれば暴力的制裁、兵士・将校などの時間帯が決められ朝から晩まで軍人の相手で、一日に数十人に達する時もあった」と認定されています。50人と認定された原告もいます。被害者の「人間ではなかった！」「家畜のようだった！」という言葉から、正に、人間としての自由、尊厳を剥奪された性奴隷だった、重大な人権侵害だと実感されるでしょう。今回の歴史歪曲を許さないためにも、被害者の求める誠実な謝罪のためにも“事実”の直視、共有が核心です。



「閣議決定」を利用した教科書攻撃

吉田 典裕 (出版労連教科書対策部事務局長)

2014 年度から実施された検定基準改悪

今回の「従軍慰安婦」、朝鮮人労働者の「強制連行」「強制労働」記述への攻撃の根拠とされたのが、義務教育の社会科と高校地理歴史・公民教科書の検定基準である。該当箇所を引用しておこう（文言は義務教育・高校共通）。

「閣議決定その他の方法により示された政府の統一見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」

強い政治的意図が感じられるだろう。この文言は、2013 年 12 月の文部科学省教科用図書検定調査審議会で、反対意見を押し切って決定のうえ翌年 3 月に告示され、2014 年度の中学校教科書検定から適用されている。

教科書検定のサイクルは、小学校から始まり、翌年が中学校、3 年目と 4 年目が高校用教科書というのが通常のサイクルである。前述のように、この時の検定基準改定が適用されたのは、通常は 2 年目となる中学校教科書からという異例のもので、この年の中学校歴史教科書検定では、これを根拠とした検定意見が、中国・韓国との領土問題などの記述につけられた。

これが行われたのは第二次安倍政権下であった。この政権は「教育再生」を看板に掲げ、官邸には「教育再生実行会議」を、自党内には「教育再生実行本部」を立ち上げ、教育と教科書を「戦後レジームの解体」の梃子と位置づけて猛烈な攻撃を加えていた。教科書検定では近現代史の教科書記述が「自虐史観」に基づいていると攻撃し、これを改変させようとしていた。2013 年 8 月には、育鵬社教科書を事実上作成した教科書改善の会（現在は活動休止状態）が主催した「民間教育臨調」の集會に、下村博文氏が現職の文部科学大臣であるにもかかわらず公然と出席し、翌年 1 月召集の第 186 通常国会を「名実ともに『教育再生』国会としたい」とぶち上げていた。

強引な検定基準改定の背後に、以上のような

動きがあったことはまちがいない。

文科省自身による不当・不法な行為

今回の教科書攻撃では、この改悪された検定基準が「活用」された。「従軍慰安婦」「いわゆる従軍慰安婦」、朝鮮人労働者の「強制連行」「強制労働」についての認識を変更することが閣議決定され、新たな「政府の統一見解」が示された以上、検定基準に従って教科書記述を変更せよ、というわけである。

そこで 2 つのことが問われなければならない。

1 つは政治的中立を守れとする検定基準（これは改定されていない）と、閣議決定の関係である。言い換えれば、政治的に中立とは限らない閣議決定に基づいて教科書記述を変更させてよいのかということである。閣議決定は、政治的中立性に配慮して作成されるわけではない。

もう 1 つは、文科省が閣議決定のみを教科書記述変更を強要する根拠にしていることである。冒頭に引用した検定基準は「閣議決定」だけでなく「最高裁判所の判例」も挙げているのである。そして実は閣議決定と異なる用語を使った最高裁判例があった。2004 年のアジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟の最高裁判決で「軍隊慰安婦」という言葉が使われていたのである。そのことを本年 5 月の衆議院文部科学委員会で畑野君枝議員（共産）が、この判決を知っているかと質問すると、萩生田文科大臣（当時）も政府参考人の文科省幹部も、「存じ上げない」と答弁したのである（これについては本誌 46 号、小森浩二「ふたつのなぜ、『従軍慰安婦』閣議決定」参照）。この閣議決定の政治性と不当性が露わになった瞬間であった。

以上をまとめると、今回の問題は、政府自身が閣議決定を利用して教科書攻撃側に公然と味方したということであり、検定制度の正当性を揺るがす大問題なのである。このことはいくら強調してもしすぎることはない。



徴用工の強制連行、強制労働とは

関原 正裕（歴史教育者協議会副委員長）

朝鮮半島から日本本土へ動員された徴用工について「強制的に連行された」などとするのは、「募集」「官斡旋」など様々な経緯があり不適切、これからは「徴用」という用語がふさわしい。これが閣議決定（4/27）の内容です。

政府は戦時中の徴用工について「旧朝鮮半島出身労働者」と呼んでいます。つまり出身地が異なるだけで、内地と同じ労働者だったという認識です。植民地支配の下で、朝鮮では国政への参政権は認められず、朝鮮人は戸籍上、内地人とは別の扱いを受け、義務教育制度は実施されないなど制度上の差別がありました。そればかりか、様々な非人道的な差別を受け、内地の労働者と平等な扱いなどまったくされていませんでした。まずこの民族差別を認識することが必要です。

○「募集」「官斡旋」の実態

1937年の日中戦争の開始にともなって、政府は戦時に必要な労働力と物資を動員するため国家総動員法（1938年）を制定します。そして、1939年に日本国内の鉱山や工場などでの労働力不足を補うため、「労務動員計画」の供給源の一つに「移入朝鮮人」を位置づけ、国策として内地に動員することを閣議決定します。動員の形式としては、当初は許可された炭鉱などの企業による「募集」、1942年からは朝鮮総督府による「官斡旋」、1944年からは応じなければ1年以下の懲役または1000円以下の罰金を科するという国民徴用令が適用され、時には暴力的な拉致によって日本に連行しました。

では、当初は朝鮮人が自らの意思で「募集」や「官斡旋」に応じたのでしょうか。炭鉱企業による「募集」といっても、実態は朝鮮総督府の官吏、とくに地域で強い権力を握っていた警察官が「募集」にあたっています。また、この時期は旱魃の被害もあって半島南部の小作農民は飢えと貧困で、生きるためには応募せざるを得ない状況でし

た。その後、動員が計画どおりに運ばなかったため、朝鮮総督府が権力を駆使して朝鮮人を集めて企業に引き渡す「官斡旋」方式がとられました。また、皇民化教育によって地域の中には動員を拒否できない状況もつくられていました。

国民徴用令適用以前であっても、植民地支配の最高権力機関である朝鮮総督府による強制的な動員が行われていたのです。さらに「技術の習得ができる」「朝鮮に戻って就職ができる」などと騙して動員することもめずらしくありませんでした。

○強制労働の実態

朝鮮人労働者は、劣悪な労働環境の下で、危険で苛酷な作業をさせられ、十分な食事も与えられず、逃亡防止のために賃金も手渡されていませんでした。また、奴隷のように暴力によって管理・強制されるという扱いも受けました。そのため、どこでも逃亡する朝鮮人は絶えませんでした。

炭鉱では、朝鮮人のほとんどは落盤や爆発などの危険をとまなう坑内での就業を強いられました。山口県宇部の海底炭田の長生炭鉱では1942年2月に水没事故が起こり、183人が犠牲になりましたが、その7割は「募集」という形式で動員された朝鮮人でした。その遺骨は今も海底に埋もれたままです。

神奈川県相模湖ダム建設に動員された朝鮮人は「マルボー」と呼ばれ、丸で囲んだ「募」の字の印を服につけさせられ、高い塀で囲まれた宿舎に他の労働者とは区別して収容されました。工事での朝鮮人犠牲者は17人とされていますが、実際はそれ以上だったと言われています。名前も記録されずに犠牲になった朝鮮人労働者が多数いたのです。

このように徴用工は内地の労働者とは明らかに違った差別的な扱いを受け、重大な人権侵害の下で苛酷な労働を強制されたのです。



歴史修正主義の歴史

石山 久男（子どもと教科書全国ネット 21 代表委員）

歴史修正主義の英語は historical revisionism である。revision は辞書では修正、訂正と訳されているから、歴史修正主義という訳語は間違いではない。そして、修正とは本来正しく直すという意味であり、その意味では、歴史はつねに新たな事実の発見や、事実の新たな解釈などによって修正されていくべきものであるから、歴史修正主義の語は古い伝統的な見方考え方を革新し修正するという本来の意味で使われていたこともある。

ところが 1980 年前後からナチス・ドイツによるホロコーストはなかったとの言説がヨーロッパにも現れ、自らを正当化すべく歴史修正主義と自称したため、かつての戦争における残虐行為などの存在を否定する言説が歴史修正主義と呼ばれるようになった。

このような歴史的経過からすると、日本において日本の加害・残虐行為の存在を否定する言説が歴史修正主義の名で呼ばれるようになったのは、1990 年前後からといってよい。

具体的な動きとしては、まず 1986 年に「日本を守る国民会議」が編集した高校教科書『新編日本史』が検定合格した。

しかし 90 年代に入ると「慰安婦」問題が表面化し、強制連行なども含め多数の戦後補償裁判が提訴され、93 年の河野談話を経て 97 年に中学全教科書に「慰安婦」記述が登場した。95 年の村山首相談話、98 年の日韓共同宣言・日中共同宣言では、政府の公式見解として植民地支配と侵略戦争の用語を使い中韓両国にお詫びを表明した。

こうした動きに危機感を抱いた右翼政治家と歴史修正主義者たちは、自民党内に「歴史・検討委員会」をつくり、95 年に『大東亜戦争の総括』を発刊し、「大東亜戦争」の正当化と東京裁判批判などを行った。同年に藤岡信勝が「自由主義史観研究会」を立ち上げ、両者が連携することになる。97 年初めには「新し

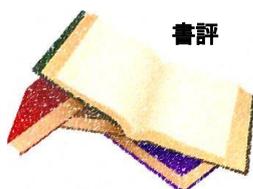
い歴史教科書をつくる会」が発足し、教科書からの「慰安婦」削除を求める運動を展開し、2001 年に自作の教科書が検定合格する。

この時期、具体的な事実で中心的な標的にしたのは、日本軍「慰安婦」、南京虐殺、沖縄戦での住民虐殺だった。沖縄戦では、2005 年に歴史修正主義側が提訴した大江・岩波沖縄戦裁判を通して「集団自決」も含む住民虐殺記述の削除などを求める運動を展開したが、07 年には沖縄で沖縄戦検定の撤回を求める大運動が起こり、11 年に原告敗訴が確定した。

しかし本号 p.1~2、p.4 で述べられているように現在も執拗に歴史修正主義の策動が続いている。

歴史修正主義という用語が登場したのはここ 30 年くらいだが、同じ主張は 50 年代から存在し続けている。53 年の池田・ロバートソン会談で日本がやがて軍隊を持つために愛国心と自衛の精神を養うとアメリカに約束したことを背景に、55 年ごろから目立って教科書検定が強化された。そのなかで政府が押しつけようとした歴史観は、大日本帝国憲法を否定的に扱うな、アジア諸民族に苦しみを与えたとは書くな、太平洋戦争について日本だけに責を負わせるな、など天皇制肯定、戦争美化、アジアへの加害否定論だった。

このような主張の源は戦前の教科書にある。戦前の教科書は、天皇神話を史実と教えることを基盤にして、大日本帝国憲法下の絶対的権力を持つ天皇制の肯定、日本が行った戦争の美化、侵略と植民地支配の美化などで貫かれていた。国民を動員して侵略戦争を遂行するために、偽造された歴史を国民に教えたのだった。戦前の偽造された歴史を継承し、神武天皇神話まで登場する「歴史修正主義」教科書は、日本語の本来の意味に従えば「歴史偽造主義」というべきだと私は考える。



書評

『8月の果て』

柳美里 著

2004年8月15日 新潮社 2007年2月 新潮社文庫

2021年7月 上下850円+税 文庫新装復刊

すっすっはっはっ すっすっはっはっ あ
の世で走っていた李雨哲は、孫である柳美里
の行う死霊祭に呼び出されます。李雨哲の魂
が語り終わると、そこには次から次へと李雨
哲の妻たちや、呼ばれてもいない騙されて慰
安婦となった女などの魂があらわれます。

すっすっはっはっ 痛みに耐えながらソウ
ルマラソンを走る柳美里は「わたしにできるで
しょうか？ 戦争の地響きを伝えることが…
恨をかかえて沈んだ魂を朝のように笑わせる
ことが」と問い、祖父は「物語は不用意にはじ
めなさい」と答えます。柳美里は始めたばかり
のマラソンを完走し、書き始めるのです。

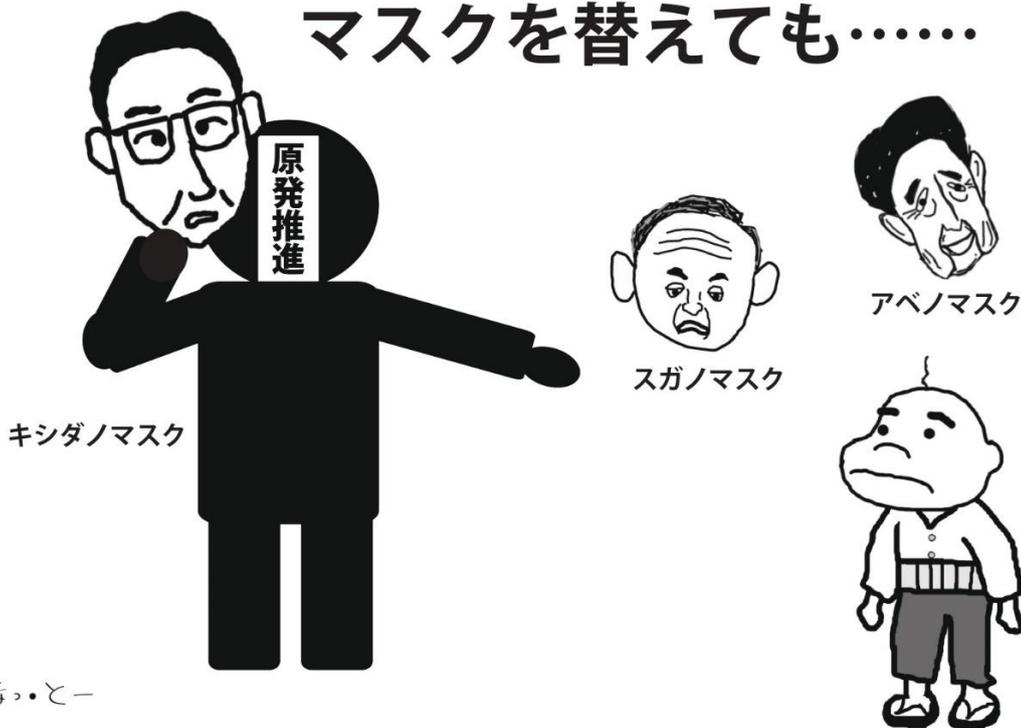
このようにして、幻の五輪マラソンランナ
ーだった祖父の生涯を追い自らのルーツをた
どるなかで、男と女のどろどろが、創氏改名
など植民地朝鮮における日本の弾圧に抗する

闘いが、戦後の統一朝鮮をめざす闘いが、騙
されて従軍慰安婦となった少女や「打破階級、
平均地権」の闘いの死者などの魂が、柳美里
の魂に宿り、ペンを動かすよみがえります。
実に私的なものでありながら、戦前から現代
に至る朝鮮半島の歴史が、日本との葛藤が、
凝縮されます。

執拗に繰り返される「すっすっはっはっ」
がリズムを作り、魔術的リアリズムをも想起
させる手法を駆使し、さらには柳美里の書く
ことへの決意が表明された、柳美里最高の傑
作であり、日本語で書かれた文学の最高傑作
のひとつと断言します。

朝日新聞に連載を打ち切られたが執念で完
成させた文庫上下で1000ページ超という長
編です。長い間品切れだったが復刊された。
多くの人に読まれることを！（伊豆野潔）

マスクを替えても……



「命をつなぐ権利」を守れ！

片岡 輝美 (宗教者核燃裁判原告)

「旧約聖書出エジプト記第 20 章には、神がモーセとイスラエルの民に命じた十の戒めが記されています。その最後は『あなたは隣人の家を食べってはならない。隣人の妻、奴隷、牛、ロバ、またすべて隣人のものを食べてはならない』と戒めています。食るとは、自分が持っているものは十分に満たされているのに、己の欲によって、他者のものを奪うこと。人間の底知れない欲望を神は知り尽くしているからこそ、十戒の最後にこの戒めを与えたのだと私は考えます。

これは現代を生きる私たちにも告げられている戒めです。潤沢な電力会社が資金力に物を言わせて、過疎地域に住む人々から土地や財産を奪い、原子力発電所や核燃料再処理工場を建てました。これはまさに、力ある者の貪りです。しかし、これに対して、『財産を手放した代償は十分だったのではないか』との反論もあります。ですが、その末路は東京電力福島第一原子力発電所核事故となって、代償を受けた、受けずに拘わらず、あらゆる人に甚大な被害が及ぶという事実となり、今、私たちに突き付けられています。」

2021 年 4 月 8 日、東京地裁で開かれた「宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判（宗教者核燃裁判）」第 2 回口頭弁論期日で、私は原告意見陳述を、このように始めた。2020 年 3 月 9 日、全国の僧侶や牧師、門徒や信徒ら 211 人（2021/10/02 現在 255 人）が原告となり、被告・日本原燃（株）に対して六ヶ所再処理工場の稼働差し止めを求め提訴した本裁判は、原子力法制の違法性を訴え、「命をつなぐ権利」を主張する。再処理工場が生み出す高レベル放射性の廃液や死の灰は、到底人間の手には負えず、事故が起きれば未来の命を滅びの道に引きずり込む。宗教者・信仰者だからこそ、神や仏、前の世代から与えられた命を次世代につなぐ義務と責任があり、それを履行し実現するために、自分たちには「命をつなぐ権利」があると訴える。核と命は共存できないと、原告らは信仰を賭けて法廷に立っている。

📖 編集後記 📖

日本の加害・残虐行為の存在を否定する歴史偽造主義者が、『従軍慰安婦』とか『強制連行』は不適切という言説をもてあそび、閣議決定をへて教科書の記述にも介入してきた。今号の特集は、歴史教育の歪曲という点で、出版労連の運動の根幹に関わる問題。永く記憶にとどめ、運動の課題にしていきたい。嘘と偽りの中で、事実と教育がゆがめられ、その結果として戦争に至る世論操作が進んでいるのではないか。

原発でも嘘と偽りがはびこる。「日本の原発は安全」という看板が壊れても、今度は「事故が起きてもたいした放射能は放出されないので問題ない」と言い立てる。「40 年超え原発再稼働は例外中の例外」と言いながら、申請のあった老朽原発の再稼働を規制委はすべて認可。運転開始から 44 年の老朽美浜原発 3 号機（関西電力）は、6/23 に再稼働された。10/23 には特定重大事故等対処施設の設置期限がきて止まったが、原発事故の危険が迫っているのではないか。（め）